

第6回北九州市PCB処理監視委員会議事要旨

1 開催日時 平成15年8月25日(月) 13:15~16:40

2 開催場所 北九州市エコタウンセンター

3 会議次第

(1) 建設現場視察

(2) 会議次第

安全設計について

収集運搬ガイドラインについて

環境モニタリングについて

その他

4 出席者

(1) 委員

浅岡 佐知夫 委員

柿内 よし子 委員

嶋津 元彦 委員

津田 潔 委員

東 敏昭 委員

水城 秀信 委員

稲永 勝 委員

是永 逸生 委員

杉本 旭 委員

成田 裕美子 委員

古野 和彦 委員

吉永 耕二 委員

(2) 環境事業団

環境保全・廃棄物事業部長

安全対策室長

北九州事業所長

北九州事業所管理課長

北九州事業所業務課長

鍋木 儀郎

山本 昌宏

吉本 範男

齊藤 寛

水取 周隆

(3) 関係行政機関

環境省産業廃棄物課課長補佐

北九州西労働基準監督署安全衛生課長

若松海上保安部警備救難課長

福岡県環境部廃棄物対策課長

北九州市

環境局廃棄物指導課長

若松区まちづくり推進部長

まちづくり推進課長

吉澤 正宏

松尾 篤睦

岩木 眞廣

水ノ江 涉

原口 清史

石神 勉

佐野 正勝

港湾局計画課長	吉永 高敏
消防局防災課長	永野 浩
消防局指導課危険物係長	湯越 辰也
警防課主査	永友 義夫

(4) 事務局(北九州市)

環境局長	大庭 清明
総務部長	古賀 敬三
環境産業政策室長	垣迫 裕俊
環境産業政策室主幹	入江 隆司

5 議事概要

【Q = 質問、A = 回答、D = 要望、O = 意見・感想】

会議に先だって、委員は、PCB処理施設建設現場の視察を行った。
建設現場は現在基礎工事が終了し、上屋の工事が開始されているところ。

委員長

まず、議事に入る前に、私ども委員は、先程実際の処理施設建設現場の視察を行ったので、その感想をお聞きしたい。

現在は3.5%くらいの建設段階で、骨組みを組み立てている段階であった。

私の印象は、出来上がってからは、建物にさえぎられて、全体的な配置が、分かりにくく、図面等での配置は、頭に入っているものの、実際の距離感というのは、今の建設段階でないと、つかみにくいと思う。

実際に、建物及び敷地がどのような距離関係・位置関係にあるかが、その施設の安全性を左右する大きな要素だと思うので、この機会の視察で、全体の安全設計・敷地設定に関するイメージは、非常によく理解できたと思う。

普通の化学工場に比べると非常にゆったりとした配置になっているというのが感じられた。

視察に関する委員の感想

委員

O: 工事現場での整理整頓や清掃状況に気合が入っていて、非常によかったと思う。

周りに対する配慮事項もよく、フェンスもよくメンテされていた。

周辺から来やすいような配置というのもよかったと思うし、この施設の完成する前に再度チャンスがあれば見たいと思った。

委員

O: 位置関係は、たしかに余裕があった。重量物が2階に上がるという種類の設備ではないのに、非常に頑丈な柱で構成されているというのは、今わずかあれだけできているという状態でも、十分理解できたのではないかと思った。

委員

O： 今日見た感想として、周囲のフェンスのまわり等、緑を植えないと、環境として殺風景な感じがするので、緑を植えていくと良い環境になると思った。

委員長

現地視察に関しては、もう少し工事が進捗した状態になってもう一回程度考えたいと思う。

(1) 安全設計について

・〔資料1〕を環境事業団が説明。

- 処理施設の概要については、これまでの委員会において、環境事業団から説明がなされているが、本日はこれまで説明を受けた内容を含めて、PCB 処理施設における安全設計の考え方（安全解析など）について説明。
- 資料1は、環境事業団「PCB 廃棄物処理事業検討委員会」でとりまとめたものである。

討議内容

【安全設計について】

委員

D： [資料1-3]の1ページに、「約520ページに渡るHAZOPシートから、ハザードに至る可能性のある想定シナリオを抽出・・・」とある。さしつかえなければこのHAZOPシートの中身を拝見したい。

ただいまの安全設計の説明で一応理解でき安心した。高度な技術水準を設定しているので、安心感はあるものの、少し気になることは、手抜きや施工不良、品質不全を生み出す構造的背景である。すなわち設備を作るシステムを万全のものにしてほしい。

また、素朴な疑問であるが、設計書どおりに作られているかどうか、品質や安全に関して不信感を持たれないようにしてほしい。要するに、工事管理などソフトに、十分なお金をかけてほしいと思っている。

環境事業団

A： 私どもの施設を作る際の品質管理であるが、北九州市からこの施設を受入れるときの受入れ条件で、まず一つ目に、総合エンジニアリング企業による全体の整合性の取れたチェック・監視、いわゆる自主的な品質管理の仕組みをビルトイン（入れ込む）すること、というのがあった。これについてはそのとおりにやっている。

二つ目に、私どもが発注した仕様書の中で、品質基準（検査項目・性能項目）を決め、品質基準が確保できない場合、やり直してもらうことなどのペナルティを決めた上で、日常的な監視は、環境事業団北九州事業所が現場に事務所を作り、そこで日常的に作業の状態を監視している。今現在建設工事を進めているが、例えば床を不浸透性にするということを例にとれば、出来上がった後で地下を透視するということが不可能であるので、一步一步少し

ずつ出来上がっていくその段階を、ずっとその現場で確認するというような格好で見ている。それから、調査員や、監督員などの仕組みを使い、確認を行っている。さらに、私どものエンジニアリング能力を増すために、第三者的なエンジニアを今年度中にも新たに採用し、更に体制を強化するというこ
とで進めている。

HAZOP シートであるが、私どもの事業所に置いてある。あとでお持ちしてご覧いただくこともできる。なお、施設が完成したら情報公開センターに置いてどなたでも見ていただけるようにしたいと思っている。

【施設内での喫煙について】

委員

D：施設の中に一步入った段階で全部禁煙にするのか？お酒を飲みながらバスを運転する世の中であるから、そのような所をきちっとしてほしい。それに万が一火でもついたらということもあるので、できたら施設内ではなくて、あの土地全部禁煙にしてほしい。

環境事業団

A：もちろん、作業する場所これは全面禁煙である。管理棟の中に、見学に来られる方の中に、たばこを吸われる方もいるかもしれないので、喫煙室として独立した部屋を1個作ろうかと考えていたところである。

委員

O：喫煙のことが出たが、部屋は最初から喫煙室として設計されるのか。完全に空調機から分離しないと意味がないし、さらに言うと、外からくる人に吸わせる必要は全くないので、本来そういう配慮はまったく必要ないと思う。

その場所でたばこを吸わないことを徹底してもいいのではないのか？これは難しい問題で、このようなことをすると、隠れて吸う者が出てくる。むしろ、雇用の段階でも喫煙者以外という条件をつけて考えてもいいと思う。喫煙者の健康障害があった場合の補償もあり、PCB施設だからというわけではなく、吸うことによる害も大きく、厳しく考えていいと思う。外部の方のために吸う場所を設けるとするのは全くの詭弁だと思う。

外部から来ていただく方は中では吸わないとすべきだが、もし、従業員が他で吸わないようにするために逃げ場を作っていくということであれば、空調系を分離して全く別個にすべきだろう。建屋の中でも分ければいいたろうということで、昔はエアクリーナーをしている所もあったが意味がないので、完全に外気排出し、分離した部屋をもうけるなど考えてほしい。

【安全解析について】

委員

Q：安全解析の中でハザードの定量化を実施したのは誰か？実際に全体を管理していくべき者が、どれだけ設計段階の検討等、実際に管理する上でのギャップがチェックできているかという心配が出てくる。そのなかで、設計上の対策としてやるべきものと、運転管理上の対策としてやるべきものというも

のを、どの時点でどのようにハザードの時点で分けられるのか、そのあたりを教えてほしい。

環境事業団

A：これは、私どもの工事を請け負っている異工種 JV の中では、総合エンジニアリング企業の分担になっている。

私どもが実際に施設を操業している段階を通して生かすための方策として、[資料 1-2]は、環境事業団「PCB 廃棄物処理事業検討委員会」の永田委員長と、危険物に関する専門家の長谷川先生にもご協力いただきながら、北九州事業部会で検討いただいたものである。

これは、その後「PCB 廃棄物処理事業検討委員会」にも報告しており、今後、これを出版物にして、情報公開の対象にするとともに、これを内部研修に生かしていこうと考えている。

委員長

Q：通常、ISOの安全監査は、設計施工部隊外部の独立の組織で行うが、この場合にも、そのように、設計施工部隊外部の者でやったということでしょうか。

環境事業団

A：そういった意味では、事業検討委員会と北九州事業部会は両方とも、実際に施設を設計施工する企業、受注している企業とは別のもので置いており、学識者に専門的に見ていただいているということである。

委員

O：確率計算をやっているが、“確率”とは、事故は起きるという前提で、合理的に予見できる範囲で計算したものである。ところが、予見できないこともいっぱいある。

一番重要なことは、他の人がやっているのと同じわかりやすい分析法で行ったかどうかということで、先程分析法の説明をされたと思うが、残念ながら標準的な方法ではない。例えばフェイルセーフというのがあるが、二重化はフェイルセーフではない。安全で壊れないというのがフェイルセーフである。

いろいろ分析すると、今設計されている安全防護システムと分析評価とで違うところが見られるが、逆に言うと、こういう前提および、今の状態で、合理的で最高の推測を行い、安全の方策を行ったとして、ここで一番あてにされているのは確率ではなく、[資料 1-2]1 ページにも示されているが、例えば、一番周りに防油堤があるというようなことである。漏れたとしても、合理的に予見できる誤使用であれば守れる場合もあるが、合理的に予見できない場合もある。漏れたとして、確率の問題をずっと言うのではなく、最後にここだけは、最後の手段で確率でなく防油堤を作っておりますと言っただけだとすっきりする。

あくまでも小さな確率ですから安全だと思わないでいただき、運用していくときには一つ一つしっかりやっていって運用されているんだと表現したかったのではないかと理解している。

委員長

○：今の点は、非常に重要な点であり、もともと処理技術の選定のときに連続法でなくてバッチ法を選んでいるということが、この安全設計という考え方につながっていると思うし、敷地配置等についてもそういう設計がなされていると理解している。その点も踏まえ、今回の安全設計に関する説明は、あわせて理解すれば良いと思っている。

委員

○：実は、環境事業団 PCB 廃棄物処理事業検討委員会におられる長谷川先生や委員長である永田先生は、危険物の専門家であり、安全のシステムを解析するというよりも、その時代の合理的な予見できる誤使用を推測していただいたと理解したいと思っている。

委員長

次の議題は、順序を変えさせていただきまして、議題 3 の環境モニタリングについて、北九州市から説明をお願いしたいと思います。

(2) 環境モニタリングについて

・〔資料 3〕を北九州市が説明。

- 資料 3 に基づき、「環境事業団の環境モニタリング計画」及び、「北九州市の監視・測定計画」について、北九州市環境局が説明。
- 環境事業団の環境モニタリング計画は、環境保全協定第 13 条に基づき策定したもので、協定第 17 条に基づき本年 6 月、市が承認したものである。

【モニタリングの観測点について】

委員

Q：若松区内の観測点である若松観測局は、どちらにあるのか。

北九州市環境局

A：若松市民会館である。

委員

Q：北九州市の監視・測定計画に関していくつか質問と要望をする。

ひとつは北九州市の PCB 処理施設に関して、監視測定を強めるという考えなら、大気の観測地点が現在 1 ヶ所しかないので、これに加え、東小石町や響南町、小石町や深町地域、中畑・迫田地域、そして、西側になるが、脇の浦や頓田方面などにそれぞれ追加する必要があるのではないかと思う。こういうところへの設置をぜひお願いしたい。

それから、この計画の中では、頻度が随時となっている。何もなければ 1 年に 1 回と説明があったが、これらについては、年間を通じて監視をできるような措置を取った上で、先ほど言ったような個所に設置をお願いしたい。

特に、ダイオキシン関係で言うと、連続測定装置で、アメーサというのが あるそうだが、今回の PCB 処理についての住民への安全アピールという観

点からも、その装置の設置をぜひお願いしたいと思う。

先ほどからの説明の中では、基本的には、事業団のモニタリングを市が踏襲するということであるが、もっと市は、監視の場所そして頻度等についても、もう一度皆さんと論議できるようになれば良いと思っている。ぜひ、その点でも市の特別の配慮をお願いしたいと思う。

北九州市環境局

A：まず、基本的な考え方として、市は処理施設の中、それから事業団が行う周辺環境と、敷地境界の大気や雨水の排水溝など、これについて、立ち入り検査を行う。すなわち、これらは事業団がきちりと処理を行ってモニタリングをしっかりとしているといったことを確認するための検査・監視といったものである。

従って、我々としては、排出元だけの監視測定でよいと考えている。もちろん異常があれば測定回数を増やすことは当然のことである。

それから、周辺環境について、事業団は、処理施設そのものだとか、敷地の境界のところで、モニタリングをするわけであるが、我々は、もう少し広い範囲での環境を監視するといった意味で、周辺環境を行っている。大気については、従来から市内の一般環境大気の測定を行っているが、この若松の観測局で見ておけば、この響灘周辺は十分であると思っている。

ちなみに、この若松の観測局は、処理施設から約5km離れたところであり、そこで、大気であれば、当然風向きが四季によって異なるので、春夏秋冬を見ておけば一年を通じての大気の状態は把握できるものと思っている。

それから、先ほどご質問にあった、アメーサは連続測定と言われたが、これは連続でサンプリングする機械であり、公定法（法令に基づき定められたPCB等の採取・分析方法）ではない。我々は、公定法に従ってサンプリングをして分析しなければならない。

また、連続測定を行っても、この施設はバッチ式であるので、測定をしていないときの大気もサンプリングするわけであり、平均化されるといったこともあるということを、参考までに申し上げておく。

委員長

O：今の話は、一点目が大気の測定点をもう一ヶ所増やせないかということ、二点目が、アメーサのこと、三点目が事業団と市の観測の関係であったが、要するに、市はあくまでも、事業団の観測の妥当性を駄目押しの確認するために測定点を置いているということで、そのシステム自体・役割分担を変えるという要望であれば、ここでの検討事項にならないと思う。それは、市と環境事業団との役割分担の関係にまで及ぶので、それに関して今の北九州市側の説明で、ある程度十分でないかと思う。

委員

O：今の環境局の回答には私は納得できない。それは、この事業は10年間続くわけであり、常に、若松の住民、北九州の住民はいろんな面での不安が出てくると思う。先ほど、市の観測地域を増やしてほしいということも申ししたが、この若松の場合、海岸の近くであり、洞海湾のすぐ横で、施設ができること

ろは、響灘の埋立地の先ですから春夏秋冬の風の動きを考えずに、この機会に PCB 処理についての測定点をつくる観点からも検討いただきたい。重ねてお願いしたい。

それから、事業団の測定に関して、信用しながらやっていくということであるが、やはり、北九州市は北九州市としての立場となり、周辺の環境整備や大気汚染その他などの住民への健康被害などといったものを独自で調査すべきである。そういう立場からこの監視委員会というのも生きてくると思う。

そうでないと、国は、このようにやっているからいいですよ、市はそれを信用しているということでは、この監視委員会の意味は薄らいでいくと思う。ぜひこの問題について更に検討をお願いして発言を終わる。

【分析項目について】

委員

Q：モニタリングの分析項目について聞きたい。

PCB とダイオキシン類というのは、処理するものに入っているということであり、ベンゼンとトルエン、キシレンというのは、その分解過程において出てくるだろうというのは大体わかる。さらにアセトアルデヒドというのが事業団の項目に入っているが、その他に、有害物質が発生するという基本的なデータがあるか？それから、アセトアルデヒドがでると、他のアルデヒドがでるのか？

環境事業団

A：このアセトアルデヒド、トルエン、キシレンというのは、処理施設の中で、真空加熱分離装置というのがあり、そこで発生するものである。ここで挙げたのは、特定悪臭物質として指定されているものの中で、考えられるものということで、3種類をあげている。これは、メーカーの仕様書にも記載されている。

委員

Q：処理の過程ででてくるということか？真空処理でトルエンとキシレンがでてくるが、アセトアルデヒドも出てくるということか？

環境事業団

A：真空加熱処理の工程で出てくるものである。

委員長

O：先ほどの話に戻るが、監視委員会の役割についての委員の意見であったが、監視委員会の役割を、私自身が考えていることについて、もう一回述べさせていただく。

事業団が確実に、安全に PCB の処理事業を行うために、事業団側の責任と、それを監視する市側および市民側の役割分担があります。その間での情報のやり取り、公開、という形で安全性を更に高めるシステムの中において、この委員会がパイプ役を果たすというのが私の考え方である。

つまり、それぞれ市と環境事業団が役割分担を決めている段階においては、その実績・妥当性に関して、十分議論すべきだと思うし、されていると思う。

それぞれの行政側と事業団側が、きちんと実績の検討を行った結果が、先ほどの説明だと私は理解しているので、その役割分担のシステムに関して、総合的に意見は出されるべきだというのが私の意見である。

であるから、要望も個別ではなく、役割をこういう具合に変更すべきであるというようにすべきだと思う。具体的に我々の役割というのは、あくまで、いかに情報の伝達をスムーズにして安全性を確保するかということであると思う。

この議題に関しては、特に、先ほどの委員の要望に関しては、市は今後の検討の場合に考慮の対象にするということで先に進みたいと思う。

(3) PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン(案)について

・〔資料2〕を環境省が説明。

- このガイドライン(案)は、PCBの収集運搬に関して、廃棄物処理法を中心とする関係法令の現行基準を整理したもの。

説明内容

環境省

資料2 PCB 廃棄物収集運搬ガイドライン(案)という資料に基づいて説明させていただきます。中身に入る前に、この位置付け等について説明したいと思う。

ガイドラインについては、皆様ご承知のことと思うが、廃棄物処理法に基づき、PCB 廃棄物を安全にかつ効率的に収集運搬するために必要な技術的な方法であるとか、実施にあたっての留意事項を具体的に示したものである。

本日お手元に示しているものは、ガイドラインの骨子とレジメの頭に書かせていただいたが、ガイドラインにおいては、この「四角書き」が各項目の頭にきて、その後ろに「解説」として、その解説文がつくような形にさせていただきたいと思っている。

そういった意味で本日解説のついた形で示すべきところ、このような形の、まさに上の部分の骨子だけしか示すことができず、申し訳なく思っている。

ガイドライン(案)の位置付けについては、廃棄物の収集運搬基準といったものが、廃棄物処理法に定められており、このガイドラインというのは収集運搬基準を遵守するための、具体的な方法というような関係にある。

このガイドライン(案)を平成13年・14年に検討してきた中で、新たに、廃掃法の収集運搬基準に追加すべき事項も出てきている。

PCB 廃棄物が、これまで長い間保管されてきた事実や、これを15年間という間に処理をするといったような PCB 廃棄物特有の特性といったものがある

ので、これまでの廃棄物処理法に定められてある収集運搬基準以外にも、きちんと定めておかなければならないことがでてきている。

そういったことに関して、現在、廃棄物処理法の中の政省令（施行令・施行規則）の改正の作業を進めているところである。

このような観点から、ガイドライン（案）としているが、若干の調整事項があるとしても基本的な考え方は、このようになると考えている。このガイドラインは近々にも、各自治体の方に示し、監視委員の皆様にも北九州市を通じて示していきたいと思っているが、ガイドライン（案）を示すことにより、早急に環境事業団の受入れ基準、受入れ計画であるとか、北九州市の処理計画の策定の準備に取り掛かっていくことになると思っている。

（以下ガイドライン（案）の内容について説明）

討議内容

【収集運搬業者の件】

委員

Q：まだ、収集運搬業者は決定してないのか？

環境省

A：まだ、指定されてない。

これは収集運搬業者の許可事項になるが、こちらの方はガイドラインが出来上がり、さらに、広域収集運搬になれば、それぞれ収集運搬業者は北九州市に運ぶことになるので、北九州市の許可が必要である。

また、他の県から持ってくる場合には、持出し先の許可も必要となってくる。

ということで、もちろん最初の北九州市内分は、北九州市の許可だけで良いことになるが、今後広域的な処理を考えていく場合には、さらに17県協議会等で、収集運搬業者の指導を含めて、許可の方法について詰めていく必要がある。

北九州市内分ということでは、ガイドラインを定め、これから環境事業団で受入れ基準や受入れ計画の策定、北九州市における処理計画の策定準備の方を進めていき、それができたところで許可という形になる。

委員

Q：収集運搬をする業者は、PCBの収集運搬のみ従事するようになるのか？それとも、他の物も運び、そしてPCBも運ぶというような仕事形態になっていくのか？

環境省

A：現在の廃棄物処理法の許可方法として、運ぶものに応じて許可を出すということになっている。PCB廃棄物に対して許可を求めた人にはPCB廃棄物だけしか運べない、それ以外の産業廃棄物、例えば、油等それぞれの内容に応じて、許可が個々に必要になってくる。

委員

Q：今、大型車両の事故が相次いでいるが、この原因は、それに関わる人たちの睡眠不足ということがかなりある。要するにハードスケジュールにより睡眠不足になっているということであるので、PCBを運ぶ方はぜひ睡眠不足にならないようなスケジュールで運搬するということも考えなければならぬと思う。

環境省

A：運行管理とか、従事者の管理という面に係ってくると思う。

【スケジュールについて】

委員

Q：環境省に尋ねる。前回の委員会の時には、夏ごろにはガイドラインができ、示すことができるという約束であったが、今までガイドラインについては環境省がずるずる引き延ばしてきており、その点についてはもう少し、期日を守っていただきたいというのは申し上げたい。

いくつか質問する。17県との間で話し合いが進んできたが、各県のPCBの保管量というのは最終的にどうなったのか？この前は調査を行っていると言われておりましたので、各県の保管量が確定したかということ。

それから、もうひとつ、このガイドライン（案）には解説の部分がないからよくわからないが、当然北九州市・福岡県もこのガイドライン（案）に沿って始まってくると思うが、それ以後の処理順番等の話はでているのか？そのあたりもわかっていればお知らせいただきたい。

最後に、市にもお願いしたいが、こういうのが全部そろった時点で再度ご説明いただきたい。

環境省

A：各項目の解説は最終の調整をやっているが、9月中には各都道府県、北九州市等の政令市に配布するので、そこを通じて委員の皆様にも、次の委員会のときに説明をさせていただく事前書類という形で、渡したいと思う。

全文がそろった段階で説明をとということであるが、そのようにしたいと思う。

環境省、17県、北九州市との関係であるが、いま立地自治体として、5自治体があるが、5自治体にはガイドライン作成の委員会の委員として入っていただいております、策定にあたって調整をしている所である。

17県については、収集運搬業者への指導内容であるとか、順番であるとか、そういったものを考えていくにあたり、環境省から説明を行いたいと思う。今まだ解説がないということから、17県に対して説明はまだである。

また、保管量に関して、廃棄物処理法の中で、毎年度末の状況を6月30日までに提出することになっている。以前、この委員会で1回目の集計データの方は説明したと思うが、13年度末の状況に関して、現在環境省の方で取りまとめをしている。

委員長

Q：具体的に処理の順番等に関して、環境事業団側の処理設備への受入れ基準の問題もあるので、どういうシナリオで決まっていくかを説明してほしい。

環境省

A：処理の順番については、17県でこういった形で処理を進めていくかということは、17県協議会の重要な課題である。

北九州市を優先的にやっていき、次に福岡県というのは、受入れ条件にあるように大原則。その後17県に対応する時に関して、どのような順番になるかについては、17県協議会で協議している最中である。

いろいろな考え方があり、各県それぞれ受入れられる量に関して各県一定の量を毎年もってくる方法、あるいは、地方ごとにまとめてそれぞれ順番にやっていくというような形もあり、それぞれのメリット・デメリット等を鑑みながら、協議をしている最中である。

いずれにせよ、環境事業団の1日に受入れられる量というのは、決まっており、その量に応じ、適切に配分して運搬計画・処理計画の方は定めていかなければならない。

委員長

Q：ガイドラインに関する説明は、今回はまだ第一次的なものでしかないということではどうか？ガイドラインの解説部分が完成し、もう少しタイムリーに煮詰めた結果をこの委員会で再度説明していただくということで宜しいか？

環境省

A：はい。そのような時間を設けていただければ。

委員

Q：マニュアルができてからの全体のスケジュールであるが、認定業者を決めるとか、今の緊急時の防災備品を準備するとか、具体的なスケジュール作りに時間がかかると思う。

そこで、これは、処理を始めるときまでに全体的に間に合うかということ配慮いただいているか？9月に環境省から指令が出れば全体がすぐに準備ができるような形になるのか？そこまで配慮をしないと、大分遅れているようであるから、今の段階で最終的に処理が始まるまでに、全ての準備が間に合うか心配があるのではないかと感じている。

委員長

Q：今の話は、環境省側だけでなく、全体の役割分担の中で、タイムリーにそれぞれの役割を果たせるかどうかという質問でもあると思うので、先ほどの環境省は約束いただいた訳であるから、あとは、事業団として、受入れ側としては、このラインで間に合うかという質問にもなると思う。そこはどうでしょうか？

環境事業団

A：環境省からのガイドラインの骨子・考え方は、私どもも東京で聞いている。これと、その施設の設計内容とをミックスすれば受入れ基準の原案のようなものができる。例えば運搬容器についての大きさ（たて・横・高さ）等。そ

れは内部作業で進めている。今の質問に端的に答えると、計画の作成・基準の作成は、間に合うように作業を進めている。

ただ、唯一心配なのは、保管事業者の皆様が、PCB廃棄物を処理しなければならないということでの、委託をきちんとやってくださるかということで、それについては、私どもも働きかけをしていかなければならないと考えている。

委員長

Q：当面の委託側である北九州市側は？

北九州市環境局

A：先ほど環境省から、また、環境事業団から説明があったように、来年の12月から稼働開始するわけであるが、それに間に合うように進んでいると認識しており、いろんな作業の中で我々もそれに間に合うように対応しているといった状況である。

また、北九州市の排出事業者を優先的にやるということなので、我々としても、そのような方策の中で説明会や調査等を行い、できるだけ早い時期に処理を進めようと考えている。

【その他】

委員

Q：重箱の隅をつつくような質問になるが、4ページの一番下、積み下しの方法の中で、(1)「PCB廃棄物は、できるだけ保管場所で～」と書いてあり、他の文章は、「～しなければならない」「～する」全部断定で書いてあるが、できるだけなのか？絶対なのか？

環境省

A：PCB廃棄物は、運搬容器に入れて運ぶのが原則であるが、PCB廃棄物の保管してある場所が、非常に路地が狭く、車がそこに近づくことさえ難しいようなところに関して、できる限り移動距離が短くなるように、このような表現にした。

委員

Q：運搬車内における喫煙に対する規制は？

環境省

A：PCB廃棄物に関して、特に皮膚への接触や、経口摂取という観点から留意すべき事項として、作業中は飲食・喫煙しないということを取扱い上の注意事項として示している。

委員

Q：第5章の1であるが、防災備品を備えておくということになっている。これは、100%収集運搬業者の負担か。

環境省

A：そのように考えている。

(4) その他 (北九州市における震災の可能性)

・〔資料 4〕を北九州市消防局が説明。

- 前回の委員会において、「予定地付近に断層があり、地震の危険性があるのではないか」との質問が出されたため、これについて、資料 4 をもとに北九州市消防局から説明。

説明内容

北九州市消防局

前回の委員会で、断層および地震に関してご質問があったと聞いている。

本市では、阪神淡路大震災を教訓とし、平成 7 年度から 9 年度の 3 カ年度にわたり、活断層の関係の調査を実施している。調査にあたって、活断層あるいは地震学の専門家・研究者 8 名で構成している北九州市活断層調査実行委員会というものを結成し、検討が行われた。

資料 4「北九州市の震災対策」はこの活断層調査結果に基づいた北九州市の震災対策を皆様に紹介するようなものであるが、この表紙の部分が活断層調査結果をまとめたものとなっているので、これに基づき説明させていただきたいと思う。

まず、市内の活断層は、小倉東断層、福智山断層、頓田断層、この 3 つの断層であることが確認されている。これらの断層のうち、福智山断層と頓田断層は、その活動様式が同等であり、洞海湾で連続している可能性があるということで、資料の中では、福智山断層系ということで取りまとめられている。

各断層の活動様式について、小倉東断層の活動の繰返し間隔は約 8,500 年、最新の活動時期は約 2,200 年前、従って、次の活動については差し迫った危険性はない。また、福智山断層系については、活動の繰返し間隔は約 25,000 年、最新の活動時期は、約 11,000 年前から数千年さかのぼる時期。従って、こちら、次の活動についても差し迫った危険性はない。

ということで、活断層に基づく地震については、北九州市において、差し迫った危険性はないと判断しており、質問のあった処理施設用地と、活断層の関係について言うと、活断層が真下を通過しているということはない。

以 上